

答 申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成19年2月1日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、富山県こどもみらい館の管理運営費に係る積算設計書及び実施支出関係資料や委託契約資料など並びに同事業政策の実績や成果に関する資料（平成15年度から平成18年度12月支出分まで）について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成19年3月19日、実施機関は、本件開示請求に対し、こどもみらい館の管理委託に係る平成15年度から平成18年度までの支出負担行為決議書及び添付資料（以下「本件文書」という。）を対象公文書として特定し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成19年4月3日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成19年4月26日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、部分開示決定された本件文書には、異議申立人が請求するこどもみらい館の管理運営費が記載された「積算設計書」が含まれておらず、本件文書のほかに詳細な積算を示した書類があるはずであり、当該書類が存在しないのであれば、部分開示決定ではなく非開示決定（不存在）を行うべきで、本件処分は、開示請求の内容や趣旨を的確に把握してなされたものではないというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び審査会での意見陳述において主張する本件異議申立ての理由の要旨は、概ね次のとおりである。

委託契約書では、富山県はこどもみらい館に対し、委託事務の処理に要する費用として

協議して定める額の委託費を交付するものとする」とされているので、予算額のみで協議したとは考えられない。また、こどもみらい館事業計画書では、実施機関ごと及び通年の事業の詳細が記載されているが、関連して収支予算書中の運営費 25,453 千円の内訳も明らかにされているべきである。さらに、本件開示請求の開示請求書では「こどもみらい館運営費に係る積算設計書」とあるにもかかわらず、実施機関が管理委託料収支予算書をもって積算設計書であると主張する対応は、異議申立人が記載した開示請求書の内容及び趣旨を的確に把握しなかった結果である。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書及び審査会での意見陳述において説明する公文書の部分開示決定に係る理由の要旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 当時、公の施設の管理については、実施機関が出資している法人に委託することができることとなっており、こどもみらい館の管理は、16年度までは、条例の規定により、富山県福祉事業団に委託するとなっていた。17年度には条例が改正され、富山県民福祉公園に委託先が変更されたが、これは、太閤山ランドを管理しているのが同法人であり、施設の効率的な管理をしようということであった。18年度も同じ富山県民福祉公園となっているが、これは、地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、公募の結果、同法人が指定管理者となったものである。
- (2) 16年度までの施設管理については、平成4年に実施機関と富山県福祉事業団との間で締結した契約に基づき毎年自動更新されており、管理委託費については、契約書の第4条で「甲乙協議して定める額の委託費を交付する。」とされ、第8条で「乙は、毎事業年度開始前にこどもみらい館の管理に関する事業計画書、使用料収入の見積書及び収支予算書を作成し、甲の承認を受けるものとする。」とされていた。
- (3) 15年度と16年度については、この契約に基づき、委託先の富山県福祉事業団が作成し実施機関が承認した「事業計画書」及び「収支予算書」を「積算設計書」に当たるものとして特定し部分開示を行った。「収支予算書」の摘要欄には実施機関からの管理委託料が明記されており、これを含めて実施機関が承認したものである。異議申立人の請求の内容及び趣旨を把握したうえで、この「事業計画書」及び「収支予算書」を対象文書として特定したものであり、これを不存在として非開示決定を行うことは、逆に条例の趣旨等に沿った対応とはいえないこととなる。

なお、異議申立人は、開示された公文書が、各事業費の内訳等の詳細な積算と異なっていたこと及び詳細な積算が明らかにされるべきであるとして本件異議申立てを行ったものと思われるが、異議申立人のいう詳細な積算については、財団法人富山県福祉事業団の職員が作成した補助資料としては存在したと推測されるが、実施機関として管理及び保存されているものではなく、よって公文書としては存在しないものである。

- (4) 17年度については、委託先が富山県民福祉公園に変更され、契約書の委託費に関する条項を変更し、第5条に「・・・円を超えない範囲内・・・」と明記されたことから、契約を締結するに当たり、改めて実施機関で「管理運営業務積算内訳」を作成した。こ

- れは、実施機関が作成した「積算設計書」そのものである。
- (5) 18年度については、指定管理者制度の導入に伴い、実施機関全体の統一フォーマットとして定められた「指定管理料の上限額算出表」を対象文書として特定した。これも文書の表題は異なるが、実施機関が作成した「積算設計書」そのものである。

第5 審査会の判断

1 対象文書の特定について

本件開示請求に対して実施機関が本件文書を開示したところ、異議申立人は、こどもみらい館の管理運営費が記載された「積算設計書」が含まれておらず、本件文書のほかに詳細な積算を示した書類があるはずであり、当該書類が存在しないのであれば、部分開示決定ではなく非開示決定（不存在）を行うべきで、本件処分は、開示請求の内容や趣旨を的確に把握してなされたものではないと主張する。

これに対し、実施機関は、開示請求の内容及び趣旨を把握したうえ、こどもみらい館の管理運営費が記載された「積算設計書」に当たるものとして、平成15年度及び平成16年度は委託先の富山県福祉事業団が作成した「事業計画書」及び「収支予算書」を、平成17年度は実施機関が作成した「管理運営業務積算内訳」を、平成18年度は実施機関が作成した「指定管理料の上限額算出表」をそれぞれ対象文書として特定し、開示している。

異議申立人は、これらの開示文書に記載されている各事業費のさらに詳細な積算の開示を求めるため本件異議申立てを行ったものであるが、審査会において、インカメラ資料を見分し、当時のこどもみらい館の管理委託関係に照らして検討した結果、委託契約関係資料としてさらに詳細な積算資料を保有していなかったという実施機関の説明には、特段の不自然、不合理な点は認められなかった。

そもそも公文書の開示は実施機関が保有する限度においてこれを開示すれば足りるのであって、実施機関が行った本件処分において、積算設計書に相当するものとして行われた対象文書の特定は、開示請求書の内容及び趣旨を踏まえた妥当なものである。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 4月26日	諮問書を受理
平成20年12月26日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成21年 1月30日	非開示理由説明書を受理
平成21年 2月 6日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成21年 3月30日 (第65回審査会)	審議
平成21年 4月21日 (第66回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成21年 5月22日 (第67回審査会)	異議申立人から意見を聴取 審議
平成21年 7月 1日 (第68回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
三 賀 孝 治	北日本新聞社監査役	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	前富山県労働委員会委員	